

平成30年12月25日

鹿屋市長 中西 茂 様

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 竹下 伸 男

電子計算組織の結合に関する意見について（答申）

平成30年8月27日付けで諮問のありました電子計算組織の結合に関する意見について、次のとおり答申します。

記

1 諮問内容

住民情報システム等基幹システムのクラウド化に係る電子計算機の結合について

2 実施機関の説明要旨

今回の諮問は、住民情報システム等のハードウェア・ソフトウェア・データ等の電子計算機等を自庁舎ではなく外部データセンターで管理・運用するクラウド型へ変更することで、複数の地方公共団体での共同利用による情報システムのコスト削減及び災害時等における業務継続性の向上を図るためのものである。

(1) 公益上の必要

国が推奨するシステムのクラウド化により、サーバ等の運用及びアプリケーションソフトの改修等に係るコストの削減、セキュリティレベルの向上、業務の標準化による住民サービスの向上、災害時における業務継続性の向上が図られる。

(2) 個人情報の保護措置

外部データセンターで管理・運用することによる個人情報の主な保護措置は次のとおり。

- ・ データ管理等の機器の設置に特化した施設であり、地震や水害等の対策が行われており、非常時の電源設備を確保しているなど、物理的な対策が講じられていること
- ・ 静脈認証等による入退室管理や監視カメラ等による常時の運用監視体制が構築されていることや、プライバシーマークやISO27001の認証を受けていることなど、セキュリティが確保されていること
- ・ 委託先及び再委託先において、従業員との間で指導や教育、監視等を規定した覚書を締結していること
- ・ 受託者との契約書において、秘密の保持や事故防止など、個人情報の取扱いに係る事項を明記し、遵守させることが規定されること

3 審査会の結論

住民情報システム等基幹システムのクラウド化に係る電子計算機の結合については、公益上の必要があり、個人情報の保護措置が講じられていることから、今後においても個人情報の適切な保護措置が適宜講じられることを前提として、鹿屋市個人情報保護条例第10条第2号の電子計算機の結合による外部提供制限の適用除外事項として適当と認められる。